

「学校司書」等について

「学校司書」については、「学校図書館法」第六条で、学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならないとされています。(努力義務)

大阪市では『大阪市教育振興基本計画』に基づき、令和4年4月から、読書支援や調べ学習等、学習支援に重点を置いて学校図書館の運営業務を担う「学校司書、主幹学校司書」を配置し、整備された学校図書館を一層活用した教育活動の充実に向けて取り組んでおり、「学校司書」を全小中学校（主幹学校司書配置校を除く）に週1日、市内24校（各区に1校）に、その学校の専任として「主幹学校司書」を週4日配置しています。

「主幹学校司書」を配置している学校は東淀川区内に1校あります。「主幹学校司書」は司書教諭等と連携を図りながら、学校図書館運営業務全般を担うとともに、学校図書館にかかる課題整理等の業務を行っています。